

いすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業

発注仕様書

令和6年6月

いすみ市

一 目次 一

1. 目的	1
2. 発注仕様書の位置付け	1
3. 事業内容	1
4. 事業期間	2
5. 納入について	2
6. 支払い	2
7. 事業管理業務	2
8. 選定内容を履行できなかった場合の措置	2
9. 著作権等	3
10. その他	3

1. 目的

いすみ市（以下「本市」という。）では、本市に住所を有する子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育て支援の一環として小学校等に入学する児童に対して軽量ランドセル（リュックサック）を購入し、無償で配布する事業を実施するに当たり、軽量ランドセル（リュックサック）のデザイン性、機能性、安全性等について、広く関係者の意見を求め、民間の技術・知識を積極的に活用し、本市の求める要望等に最も適した提案を採用することにより児童の健全育成に資することを主な目的とする。

2. 発注仕様書の位置付け

本発注仕様書（以下「本書」という。）は、本市が発注するいすみ市新入学児童軽量ランドセル配布事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業の選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務仕様を示すものであり、実施要領と一体のものである。

なお、事業者が提出した製品提案書については、本事業の骨子として、本書とともに取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、本事業を実施するために必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3. 事業内容

（1）発注予定個数

ア 各年の新入学児童予定数（令和6年6月1日現在）に転入者見込数を加味して発注するものとする。
イ 令和6年度及び令和7年度の発注予定個数に残数が発生した場合は、当該残数を翌年度に繰り越し、翌年度の発注予定個数内に当該残数を含め、当該年度の発注予定個数に増減が発生しないものとする。
ただし、発注予定個数を超えた場合は、追加発注するものとする。

令和6年度 191個（新入学児童予定数184個）

令和7年度 158個（新入学児童予定数151個）

令和8年度 147個（新入学児童予定数140個）

（2）規格、仕様

規 格	仕 様
本体形状	<ul style="list-style-type: none">・ランドセル型リュックタイプであること。横幅 280mm以内高さ 320mm以上厚さ 120mm以上※ A4サイズのフラットファイルが収納可能なもの。・タブレット端末（縦21cm×横28cm×厚さ2.5cm程度）用ポケットがあるものであること。・反射テープ又はそれに類似するものが付いていること。・防犯ブザーを取り付ける箇所を備えていること。・雨等による水の浸透を防ぐ工夫が施されていること。
重量	1,000g未満
選択色	2色以上であること
その他	市の名称又は市章のデザイン等を本体に貼付、若しくはそれに準ずる方法により付すること

（3）アフターサービス

ア 修理相談窓口があること。
イ 納品後1年以上の補償体制を整備していること。

ウ 本市又は近隣に、調達物品の取扱いができる店舗を有することが望ましいこと。

4. 事業期間

契約締結：令和6年8月上旬

事業期間：契約締結の翌日から令和9年3月26日（金）まで

5. 納入について

(1) 納入期限及び納入場所

ア 令和6年度 令和7年3月7日（金） いすみ市役所 大原庁舎

イ 令和7年度 令和8年2月27日（金） いすみ市役所 大原庁舎

ウ 令和8年度 令和9年2月26日（金） いすみ市役所 大原庁舎

(2) 納入経費

成果品の納入等に要する運搬経費等一切の諸経費は納入者の負担とすること。

(3) その他

ア 納入に際し、建物等の破損、物損等が発生した場合は、担当者の指示に従い速やかに修復すること。

イ ゴミ、梱包残材等は、必ず持ち帰ることとし、軽清掃を行うこと。

ウ 具体的な納入作業時間については、担当者と協議の上、決定すること。

6. 支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する契約に示す。

年度	支払い内容	支払い限度額	備考
令和6年度	部分払い	令和6年度納入物品相当額	
令和7年度	部分払い	令和7年度納入物品相当額	
令和8年度	完了払い	令和8年度納入物品相当額	

7. 事業管理業務

事業計画策定

(1) 契約締結後、受注者は、事業管理者1名を定め、書面により届け出ること。

(2) 事業計画 事業管理者は、発注者と打ち合わせを行い、配布に向けたスケジュールについて合意をとること。また、合意した内容に従い、次に掲げる事項について速やかに発注者に報告及び提出すること。

ア 見本（成果物に類似するもの又は色見本を含む。）の展示方針（日程含む。）

イ 事業の進捗状況（中間及び完了）

ウ その他必要となった報告事項

8. 選定内容を履行できなかった場合の措置

事業者は、本書及び一次審査並びに二次審査の提案書類（以下「製品提案」という。）に基づき本事業を行う。事業者の責により本書及び製品提案を満たす事業が行われない場合、本市は事業者に対し、成果品の納入について再度の実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行うことがある。詳細は、別添資料「資料4 契約書（案）」で示す。

9. 著作権等

(1) 成果物等の公表等

事業者は、本市の承諾を得ずに、製品提案及び成果物を第三者に譲渡、貸与又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(2) 著作権の譲渡

事業者は、本事業における成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等を使用する時は、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10. その他

(1) 秘密保持義務等

事業者は、個人情報保護に十分留意し、本事業に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 手続き等について

本事業に関する事務の取扱いについては、実施要領、発注仕様書及び契約書に基づいて行う。但し、規定されていない事項又は内容に疑義がある事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(3) その他

- ア 本仕様書に記載する以外に提案が可能な独自の機能や内容については、企画提案書にて行うこと。
- イ 調達物品は未使用の新品であること。